

## 社会福祉施設

## 概要 社会福祉施設の概要

社会福祉施設は、老人、児童、心身障害者、生活困窮者等社会生活を営む上で、様々なサービスを必要としている者を援護、育成し、または更生のための各種治療訓練等を行い、これら要援護者の福祉増進を図ることを目的としている。

社会福祉施設には大別して老人福祉施設、障害者支援施設、保護施設、婦人保護施設、児童福祉施設、その他の施設がある。

## 社会福祉施設分類別施設数、定員数

分類	施設数	利用者定員
総数	(か所) 96,286	(人) 3,286,332
①経営主体分類		
公営	26,325	1,150,841
私営	69,961	2,135,491
②年齢別分類		
成人施設	62,009	1,086,445
児童施設	34,277	2,199,887

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査」（平成18年10月1日現在）  
及び「介護サービス施設・事業所調査」（平成18年10月1日現在）

## 社会福祉施設の整備、運営のための費用負担

社会福祉施設の整備のための費用は、国及び地方公共団体の補助金のほか、特別地方債や独立行政法人福祉医療機構からの融資並びに公営競技の益金の一部等、公費及び民間の補助制度並びに自己負担部分についての貸付金制度等により賅われている。

社会福祉施設の建物の整備に要する費用に対する国庫補助に伴う費用負担関係は、原則、次表のとおりとなっている。

設置主体	費用負担者	国	都道府県 (指定都市、中核市を含む)	市町村	社会福祉法人等
社会福祉法人等		$\frac{50}{100}$	$\frac{25}{100}$	—	$\frac{25}{100}$

(注) 平成17年度より、高齢者関連施設等及び児童関連施設の整備については、従来の社会福祉施設等施設整備費負担（補助）金から、それぞれ地域介護・福祉空間整備等交付金、次世代育成支援対策施設整備交付金に再編された。

平成20年度の整備方針においては、①入所者等の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用や木製品の利用等の木材利用の積極的活用を図るもの、②アスベストの除去等の整備を図るもの、③施設の耐震化の促進等を図るもの等に対して、優先的に整備を進めることとしている。

また、社会福祉施設の運営のための費用（措置費）は、施設へ入所（利用）または入所（利用）委託の措置をとった者が、次のとおり負担することとなっている。

なお、入所施設の場合は、入所者またはその扶養義務者に負担能力のある場合には、その能力に応じて費用の全部または一部を徴収することとなっている。

## 詳細データ①

## 施設の種別施設数と定員の推移

(各年10月1日現在)

施設の種別	施設数			定員		
	1995(平成7)年	2000(平成12)年	2006(平成18)年	1995(平成7)年	2000(平成12)年	2006(平成18)年
総数	58,786	75,875	96,286	2,616,728	2,826,029	3,286,332
保護施設	340	296	298	21,780	19,881	20,424
救護施設	174	178	183	16,066	16,337	16,919
更生施設	18	19	19	1,701	1,776	1,799
医療施設	65	64	63	...	...	...
授産施設	68	24	21	2,755	855	765
宿舎施設	15	11	12	1,258	913	941
老人福祉施設	12,904	28,643	44,432	316,420	481,607	638,466
養護老人ホーム(一般)	947	949	962	67,219	66,495	66,667
養護老人ホーム(盲)	900	902	912	64,455	63,752	63,753
特別養護老人ホーム(1)	47	47	50	2,764	2,743	2,914
軽費老人ホーム(A型)	3,201	4,463	5,759	220,916	298,912	400,241
軽費老人ホーム(B型)	551	1,444	2,016	27,666	61,732	84,325
軽費老人ホーム(ケアハウス)	252	246	234	15,152	14,642	13,698
老人福祉センター(A型)	38	38	32	1,808	1,818	1,467
老人福祉センター(特A型)	261	1,160	1,750	10,706	45,272	69,160
老人福祉センター(A型)	2,214	2,271	2,260	.	.	.
老人福祉センター(B型)	266	269	260	.	.	.
老人福祉センター(B型)	1,594	1,624	1,569	.	.	.
老人デイサービスセンター	354	378	431	.	.	.
老人短期入所施設	3,948	8,037	21,893	.	.	.
老人介護支援センター	15	4,515	6,664	619	54,468	87,233
老人介護支援センター	2,028	6,964	4,878	.	.	.
改正前の身体障害者福祉法による身体障害者更生援護施設	1,321	1,766	2,352	45,509	52,780	62,818
肢体不自由者更生施設	41	37	81	1,766	1,548	5,045
視覚障害者更生施設	15	14	19	1,468	1,394	1,744
聴覚・言語障害者更生施設	3	3	3	175	160	160
内部障害者更生施設	6	6	7	407	379	501
重度身体障害者更生施設	269	377	499	16,850	22,643	27,712
重度身体障害者更生援護施設	71	73	.	4,911	5,006	.
身体障害者福祉ホーム	21	42	71	332	562	868
身体障害者入所授産施設	82	81	197	4,413	3,764	11,012
重度身体障害者入所授産施設	125	128	.	8,189	8,220	.
重度身体障害者通所授産施設	185	252	330	4,558	6,676	8,978
身体障害者小規模通所授産施設	...	...	265	...	...	4,589
身体障害者福祉工場	34	37	36	1,780	1,808	1,769
身体障害者福祉センター	233	251	243	.	.	.
身体障害者福祉センター(A型)	36	41	39	.	.	.
身体障害者福祉センター(B型)	197	210	204	.	.	.
在宅障害者デイサービス施設	103	325	453	.	.	.
障害者更生センター	9	9	6	660	620	440
補装具製作施設	26	23	18	.	.	.
盲導犬訓練施設	...	...	9	.	.	.
点字出版施設	74	73	73	.	.	.
聴覚障害者情報提供施設	13	13	13	.	.	.
聴覚障害者情報提供施設	11	22	29	.	.	.
改正前の知的障害者福祉法による知的障害者援護施設	2,332	3,002	4,682	123,022	153,885	202,167
知的障害者デイサービスセンター	...	...	234	.	.	.
知的障害者更生施設	1,324	1,653	2,006	82,791	100,484	117,053
知的障害者入所更生施設	1,085	1,303	1,470	73,682	86,823	96,627
知的障害者通所更生施設	239	350	536	9,109	13,661	20,426
知的障害者入所授産施設	818	1,118	1,779	36,253	48,447	72,523
知的障害者通所授産施設	210	228	226	13,256	14,307	14,360
知的障害者通所授産施設	608	890	1,553	22,997	34,140	58,163
知的障害者小規模通所授産施設	...	...	405	...	...	6,846
知的障害者通所授産施設	112	120	121	2,665	2,827	2,857
知的障害者福祉ホーム	58	68	68	698	856	874
知的障害者福祉工場	20	43	69	615	1,271	2,014
改正前の精神保険及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者社会復帰施設	233	521	1,697	4,286	10,200	25,542
精神障害者生活訓練施設	80	205	289	1,711	4,223	5,992
精神障害者福祉ホーム	73	115	241	725	1,162	3,645
精神障害者福祉ホーム(B型を除く)	.	.	123	...	...	1,259
精神障害者福祉ホーム(B型)	.	.	118	...	...	2,386
精神障害者授産施設(入所)	6	22	30	174	604	801
精神障害者授産施設(通所)	73	168	296	1,646	3,896	6,946
精神障害者小規模通所授産施設	...	...	395	...	...	7,645
精神障害者福祉工場	1	11	18	30	315	513
精神障害者地域生活支援センター	...	...	428	.	.	.
婦人保護施設	52	50	49	1,744	1,578	1,426

※ 障害者自立支援法が平成18年10月1日に全面施行されたことにより、施設体系の見直しが行われている。

## ⑧ 社会福祉・援護

施設の種類	施設数			定員		
	1995(平成7)年	2000(平成12)年	2006(平成18)年	1995(平成7)年	2000(平成12)年	2006(平成18)年
児童福祉施設	33,231	33,089	33,464	2,014,497	2,013,356	2,169,577
助産施設	560	516	425	...	...	...
児童生活支援施設	116	114	120	3,746	3,610	3,707
児童養護施設	309	290	278	6,057	5,605	5,410
知的障害児施設	22,488	22,199	22,720	1,922,835	1,925,641	2,083,061
知的障害児通園施設	528	552	559	32,824	33,803	33,561
知的障害児施設	295	272	254	17,776	14,975	11,932
知的障害児通園施設	7	7	7	338	338	300
知的障害児施設	222	234	254	8,139	8,657	9,349
知的障害児施設	19	14	10	657	411	254
知的障害児施設	17	16	13	643	547	408
知的障害児施設	26	26	25	860	850	843
知的障害児施設	32	.	.	1,934	.	.
知的障害児施設	70	65	62	7,691	6,295	5,070
知的障害児施設	79	85	99	3,270	3,400	3,789
知的障害児施設	8	7	6	425	400	290
知的障害児施設	78	91	115	8,009	9,211	11,426
知的障害児施設	16	17	31	770	844	1,486
知的障害児施設	57	57	58	4,580	4,374	4,101
知的障害児施設	.	...	61	.	.	.
知的障害児施設	4,154	4,420	4,718	.	.	.
知的障害児施設	2,719	2,790	2,886	.	.	.
知的障害児施設	1,235	1,445	1,708	.	.	.
知的障害児施設	13	16	18	.	.	.
知的障害児施設	3	4	4	.	.	.
知的障害児施設	1	1	1	.	.	.
知的障害児施設	183	164	101	.	.	.
知的障害児施設	4,150	4,107	3,649	.	.	.
母子福祉施設	92	90	73	...	...	...
母子福祉施設	72	73	68	.	.	.
母子福祉施設	20	17	5	...	...	...
その他社会福祉施設	8,281	8,418	9,239	89,470	92,742	165,912
授産施設	157	168	113	6,394	6,689	4,043
授産施設	45	85	222	3,740	4,636	7,911
授産施設	29	30	24	576	596	493
授産施設	238	240	233	...	...	...
授産施設	1,277	1,275	1,187	.	.	.
授産施設	188	160	119	.	.	.
授産施設	1,389	1,195	813	50,927	43,354	30,310
授産施設	123	235	445	.	.	.
授産施設	4,497	4,619	4,079	.	.	.
授産施設	66	61	36	.	.	.
授産施設	272	350	1,968	27,833	37,467	123,155

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査」

- (注) 1. 平成12年以降は、「介護サービス施設・事業所調査」において、介護老人福祉施設として把握した数値であり、平成18年は、「介護サービス施設・事業所調査」において、地域密着型介護老人福祉施設として把握した数値も含む。
2. 平成12年以降は、「介護サービス施設・事業所調査」において、通所介護事業所として把握した数値であり、平成18年は、「介護サービス施設・事業所調査」において、認知症対応型通所介護事業所として把握した数値も含む。
3. 平成12年以降は、「介護サービス施設・事業所調査」において、短期入所生活介護事業所として把握した数値である。
4. 母子生活支援施設の定員は世帯数であり、定員の総数に含まない。

## 詳細データ ②

## 社会福祉施設の措置費（運営費）負担割合

施設種別	措置権者(※1)	入所先施設の 区分	措置費支弁者(※1)	費用負担			
				国	都道府県 指定都市 中核市	市	町村
保護施設	知事・指定都市長・中核市長	———	都道府県・指定都市・中核市	3/4	1/4	—	—
	市長(※2)		市	3/4	—	1/4	—
老人福祉施設	市町村長	———	市町村	—	—	10/10 (※4)	
婦人保護施設	知事	———	都道府県	5/10	5/10	—	—
児童福祉施設(※3)	知事・指定都市長・児童相談 所設置市長	———	都道府県・指定都市・児童相 談所設置市	1/2	1/2	—	—
母子生活支援施設 助産施設	市長(※2)	———	都道府県	1/2	1/2	—	—
		———	市	1/2	1/4	1/4	—
	知事・指定都市長・中核市長	都道府県立施設	都道府県・指定都市・中核市	1/2	1/2	—	—
保育所	市町村長	その他の施設	市町村	1/2	1/4	1/4	
身体障害者社会参加 支援施設(※5)	指定都市長・中核市長	———	指定都市・中核市	5/10	5/10	—	—
	市町村長		市町村	5/10	—	5/10	

- (注) ※1. 母子生活支援施設、助産施設及び保育所は、児童福祉法が一部改正されたことに伴い、従来の措置（行政処分）がそれぞれ母子保護の実施、助産の実施及び保育の実施（公法上の利用契約関係）に改められた。
- ※2. 福祉事務所を設置している町村の長を含む。福祉事務所を設置している町村の長の場合、措置費支弁者及び費用負担は町村となり、負担割合は市の場合と同じ。
- ※3. 保育所、母子生活支援施設、助産施設を除いた児童福祉施設。
- ※4. 老人福祉施設については、平成17年度より養護老人ホーム等保護費負担金が廃止・税源移譲されたことに伴い、措置費の費用負担は全て市町村（指定都市、中核市含む）において行っている。
- ※5. 改正前の身体障害者福祉法に基づく「身体障害者更正援護施設」は、障害者自立支援法の施行に伴い、平成18年10月より「身体障害者社会参加支援施設」となった。